

## HPVワクチンの接種後の症状に関する新たな医療体制の整備と調査について（平成26年8月29日大臣会見を受けて）

- HPVワクチンについては、広範な慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が接種後に特異的に見られたことから、昨年6月以来、この症状の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切に情報提供できるまでの間、定期接種の積極的な勧奨を差し控え、検討を進めているところ。
- 症状を呈している方へのよりよい医療の提供及び検討のための情報の充実のため、以下のとおり新たに3つの対策を講じる。

### 1. 医療体制

身近な医療機関で適切な治療を受けられるよう、協力医療機関を各県に少なくとも1つ整備。 平成26年9月29日都道府県に対し施設選定依頼  
(平成27年2月27日に全都道府県で施設選定)

### 2. 副反応報告の強化

医療機関を受診される場合、過去分を含めて副反応報告が確実に行われるよう要請。 平成26年9月26日通知発出（平成26年10月1日施行）

### 3. 追跡調査の充実

副反応報告がなされた場合、これまでに報告された患者も含めて、症状のその後の状況等の追跡調査を充実。 平成26年10月31日通知発出し情報収集開始